

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月16日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 中村 匡利

1 工事概要

- (1) 工事名 #70隊庁舎外壁塗装等工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊襟裳分屯基地
- (3) 工期 契約締結日～令和6年12月27日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式」のA、B、C若しくはD又は「左官」若しくは「塗装」のA、B若しくはCの格付を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、申請書記載の競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書(以下「資格審査結果通知書」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (7) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないこと。

【契約金額が3500万円以上の場合、(8)を適用】

- (8) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

3 入札手続等

(1) 担当部隊等

〒066-0044

北海道千歳市平和無番地

航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班

TEL:0123-23-3101(内2753)

FAX:0123-23-3382(直通)

担当:竹本

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和6年4月16日(火)から令和6年5月7日(火)まで

(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、9時00分から16時00分

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

手交(担当と調整の上、郵送若しくはFAX可)

公告とともに公示している場合は、千歳基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 誓約書、申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月7日(火)16時00分

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月23日(木)16時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

郵送等(原則、書留等)

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月27日(月)09時00分

イ 場所 航空自衛隊千歳基地会計隊入札室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除。ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。
- (3) 契約保証金
納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)。契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 適用する契約条項
本工事は、航空自衛隊標準契約条項 建設工事請負契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事契約書(請書))を適用する。
- (9) 契約書等作成の要否
要
- (10) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。

【契約金額が3500万円以上の場合は、(14)及び(15)を適用】

- (14) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
- (15) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

以上

入札書

貴通知・公告に対し、入札(見積)及び契約心得・工事に係る入札心得書・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 中村 匡利 殿

入札者
住所
会社名
代表者電話番号
代表者名
代理人氏名
代理人電話番号

- 1 件名: #70隊庁舎外壁塗装等工事
2 工事場所: 航空自衛隊襟裳分屯基地
3 工期: 契約締結日～令和6年12月27日

総額 ¥

工事内訳

件名(品名)	規格	単位	数量	単価	金額
直接工事費	仕様書のとおり	式	1		
共通費					
I 共通仮設費		式	1		
II 現場管理費		式	1		
III 一般管理費等		式	1		
	以下余白				
工事価格		式	1		

【法定福利費相当額】 円

(法定福利費積算過程)

委任状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 中村 匡利 殿

下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名: #70隊庁舎外壁塗装等工事

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代理人)

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 中村 匡利 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年4月16日付けで入札公告のありました、#70隊庁舎外壁塗装等工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 4 工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

以 上

注1) 4項は提出者のみ記載して下さい。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 中村 匡利 殿

工事費内訳明細書

金額 ￥

(消費税及び地方消費税は含みません。)

工事名 #70隊庁舎外壁塗装等工事
工事場所 航空自衛隊襟裳分屯基地
工期 契約締結日～令和6年12月27日

住所
会社名
代表者名
代理人

注:内訳書については、業者名を記載しないものとする。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	
	受注形態等	
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号 _____) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配置予定の技術者

会社名 _____

項 目		
氏 名		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 _____) 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合に対処措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 _____) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

令和 年 月 日

誓約書

(契約担当官等の官職氏名)

契約担当官

航空自衛隊第2航空団

会計隊長 中村 匡利 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

氏 名

印

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓約書

(契約担当官等の官職氏名)

契約担当官

航空自衛隊第2航空団

会計隊長 中村 匡利 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名

印

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

(14) ヒド散放量」の記号区分（JIS、JAS、大匠認定等により指定する「F☆☆☆☆」等の記号区分）に
 成した材料を使用する。
 (1) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 (2) 接着剤は可燃性（フタル酸ジエチル、フタル酸ジメチル）を含有しない難燃発煙
 型材料を除く。）が添加されていない材料を使用する。

(17) 材料の品質等
 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマー
 ク表示のない材料及びその製造者等は次のア～キの事項を満たすものとする。
 ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 ウ 安定した供給が可能であること。
 エ 法令等では施工の承諾があり、その信頼性があること。
 オ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
 カ これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は
 外部機関が発行する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の
 承諾を受けた場合はこの限りでない。

(8) また、設計図書に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品以上を使用するものとし、同等品を使用
 する場合は監督官の承諾を受けること。
 キ 型材等 フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従
 い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月
 ）に準拠した証明書を監督官に提出する。

(9) 技能士：適応する。
 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすることにも、施工品質向上を図るための作業指
 導を行う。

(10) 特別な材料の工法
 改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の施工方法については、材料製造所の指定する
 工法とする。
 (11) 建築衛生の促進
 建築衛生の促進に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年法律 第77号）
 ）及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（林野庁 令和3年10月）の規定に基づき、定められた
 防湿層が整備される建築物における木材の利用の促進のための計画について（昭整規（事）第220号30.6.7）を踏まえ
 、木材利用（仕上げ材、下地材等）の促進に有効な提案がある場合は、監督官と採用について協議する。

(12) 排出ガス対策型建設機械
 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平
 成17年法律第51号）に基づき技術基準に適合する機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（建設省規格第
 247号 平成29年10月8日）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年国土交通省告示第3
 49号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（国土施設第215号 平成18年3月17日）に基づき指定さ
 れた排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。
 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス
 浄化の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を
 装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合
 は、監督官と協議するものとする。

機 種	備 考
バックホウ、トラクタシヨベル（車輪式）、ブルドーザ、築動発電機（可搬式、溶接兼用機含む）、 空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシニングとは別 に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、油圧ハンマ、パイプロ ハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜き機、アースオーガ、オイルケーシング振動掘りバーナースケーユレ ーションドリル、アースドリル、地下埋設管工機、全周振動オイルケーシング掘削機、ロードリ ン、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン	
ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。	

(13) 低騒音型G・低振動型建設機械
 本工事の施工にあたっては、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第15
 36号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。ただし、低騒音
 ・低振動型建設機械を使用できない場合は、監督官と協議するものとする。

(14) 工事の記録
 工事写真の撮影対象：工事概要記載工機全て。
 工事写真の撮影対象：工事概要記載工機全て。（カラー）アルバム貼付け1部を監督官に提出する。
 工事の記録、工事完了後、完成時共同撮影記録「建設工事写真撮影要領（令和5年版）」を参考に整理する。
 その際、国土交通省大匠官事務所監督「建設工事写真撮影要領（令和5年版）」を参考に整理する。

(15) 入門手続等は、自衛隊区域内で工事を行う場合、区域への立入り及び行動（出入り手続等・火気取扱い・工事通
 用路等）は、自衛隊（部隊階級規則）の指示を遵守して行うものとし、工事実施施工地域以外への立入りを禁止す
 る。
 (16) 自衛隊区域への立入りに際しては、所定の許可証が必要であり、当該許可証の取得に要する期間は、所定手
 続を終了後おおむね1週間を要する。
 (17) 自衛隊区域における工事用車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものと
 し、通行ルート、工事現場周囲の道路等は、騒音振動、粉じん、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺
 の環境保全に努める。

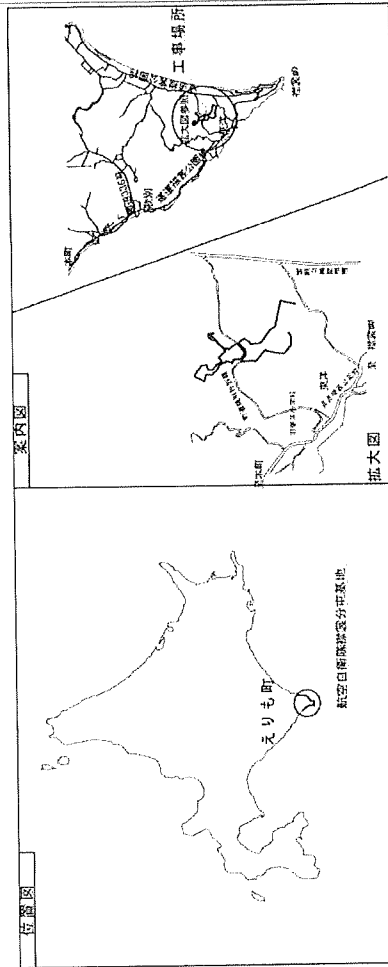
(18) 事故報告
 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報すること。
 (19) 工事関係書類の適正な管理
 工事関係書類の作成を行うパソコンについては、情報の流出防止については、万全を期するため、ウイルス対策ソ
 フトを常に最新の状態で維持し、感染あるコードから保護するほか、ファイル交換ソフトをインストールして
 いないものを使用すること。
 (20) なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で
 作成する書類の一切を含むものとする。

(21) 施工現場管理
 施工体制台帳等の適正な整備については
 ア 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し建
 設業の許可書及び契約書の写し（下請共）を工事現場に備え、かつ監督官に提出する。
 なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
 イ 施工体系図、建設業を示す標識を現場に表示すること。

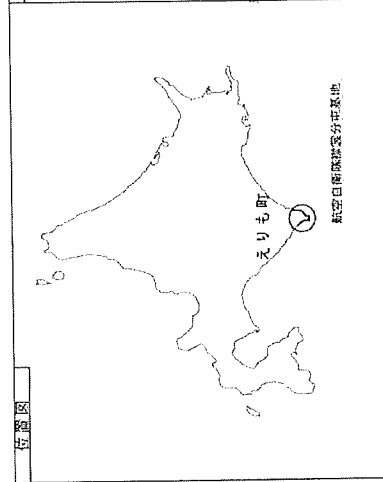
(22) 石綿事前調査結果の登録
 工事の加工にあたり、石綿事前調査結果（調査済）を所轄労働基準監督署に電子システムにより報告す
 る。
 (23) その他
 (1) 本工事に際し騒音が生じた場合は、監督官と協議することとする。
 (2) 本工事の完成は、設計図書事項が全て終了していること及び工事関係図書の整備が全て終了した後、受注者
 及び監督官立会いのもと、本社様書に基づき実施するものとする。

特記仕様書

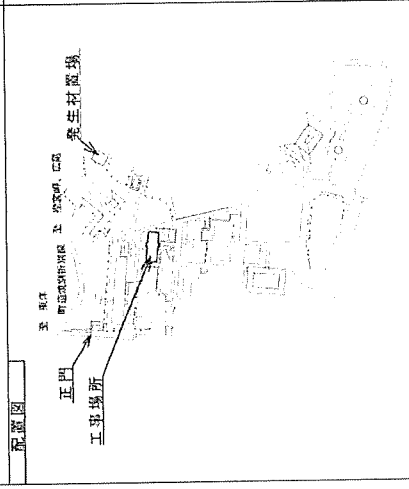
位置図、案内図、配置図



位置図



案内図



配置図

1. 工種
 - (1) 仮設工事
 - ア 足場

(7) 足場を設ける際は、改修標準仕様書によるほか、設置においては「手すり先行工法」に関するガイドライン「J」について（厚生労働省基準第1226第2号 令和5年12月26日）における別紙第1「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行据置方式により行うこと。

(4) 屋根工事及び小屋根の理方工事における堅固事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づき足場及び養生材を設置する。
 - イ 既存部分の養生

ヒュルシート

工事用水及び工事電力

基地内の水及び電力を使用する場合は、開始する前に部隊様式にて申請し、使用（有償）することができ。その際、水及び電力メーターを一を受注者側負担で設置し、使用後は撤去しなければならない。
 - ウ 左官工事

増設仕上げ材は、JIS A 6909による。

既存塗膜の除去：塗膜剝離工法 ※下地材にアスベスト含有

ア 下地調整材：C-2 JIS A 6916

イ 複層仕上げ材（外部）：防水形複層塗材E
（模様：凸凹状、溶媒：水系、樹脂：シリコン系、外観：つやあり）
 - (3) 金属工事

破風鉄板：カラーガルバリウム鋼板 厚0.4mm
 - (4) 防水工事

ア 屋根防水：超透硬化ウレタン防水

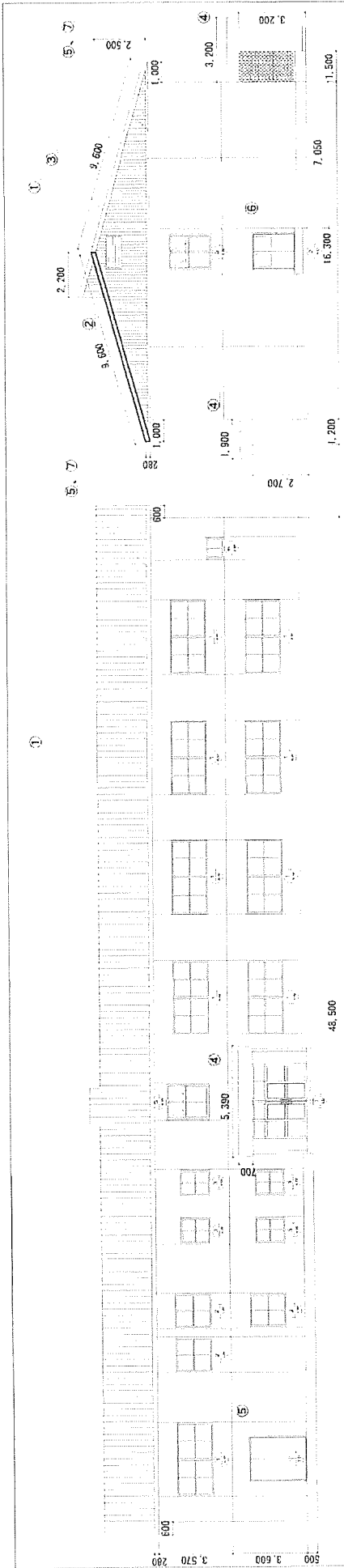
インーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）による。

ウ シーリング材は被覆体に応じたものとする。

エ 目地寸法：建具周囲 (MS-2) 20×10
誘発及び打継目地 (PU-2) 20×10
 - (5) 塗装工事

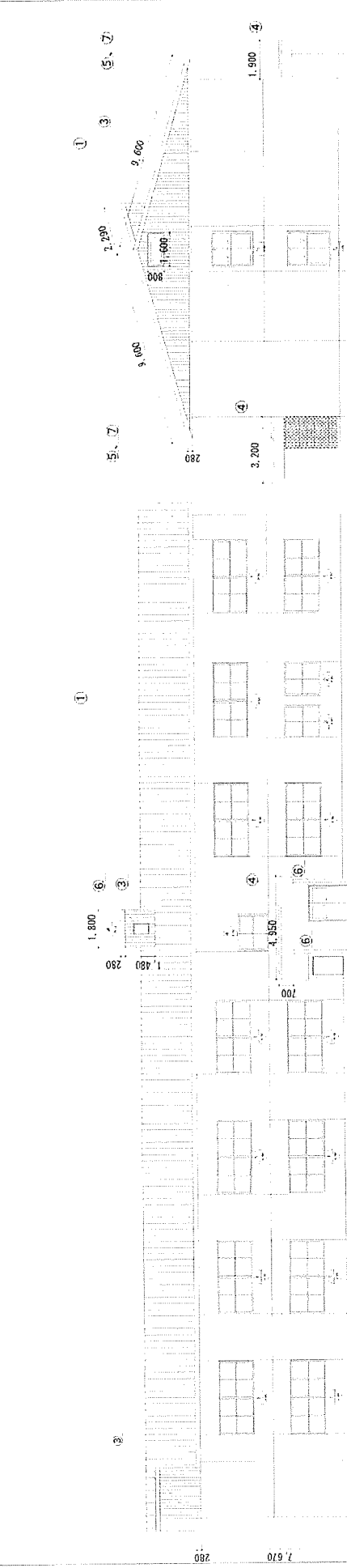
塗料を屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量による区分は「F☆☆☆☆」とする。

ア	下地の種類	下地調整の種類	塗料の種類
イ	亜鉛めっき面	塗布	B 種 JASS 18 M-109 変性エポキシ樹脂7547-
ウ	耐候性塗料塗り (D.P)	塗布	
エ	亜鉛めっき面	塗布	
イ	亜鉛めっき面	塗布	
ウ	亜鉛めっき面	塗布	
エ	亜鉛めっき面	塗布	



北側立面図

東側立面図



南側立面図

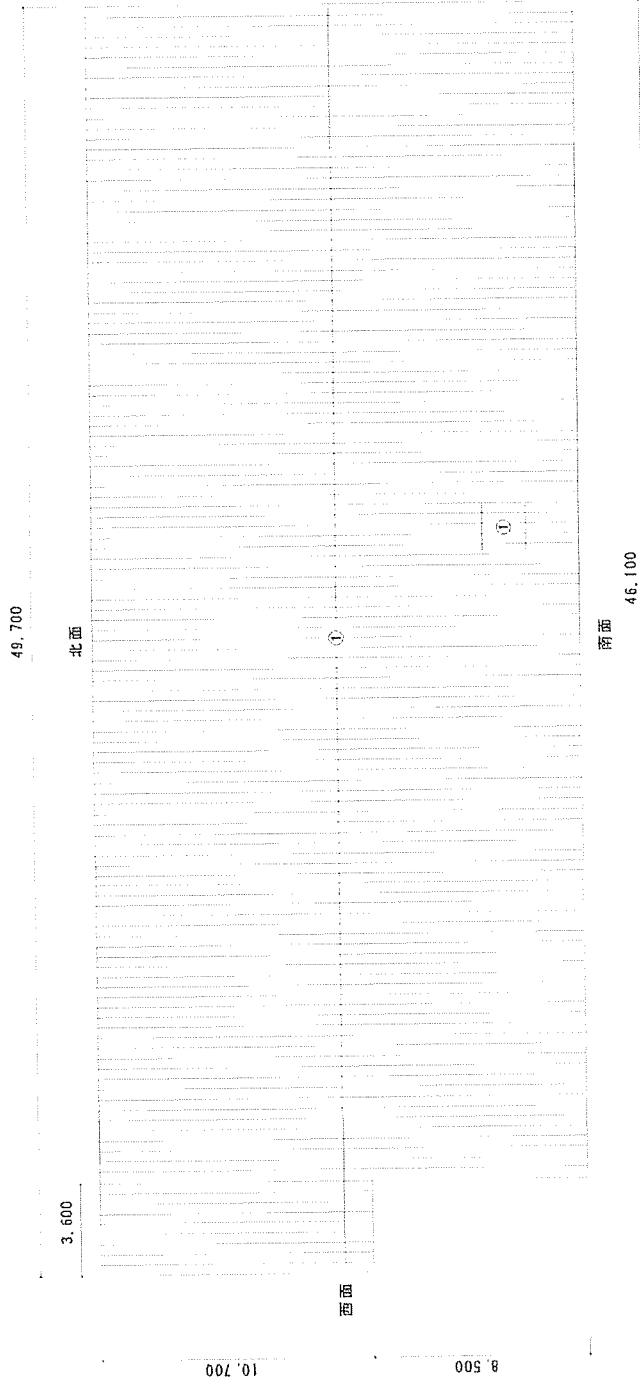
西側立面図

場所	改修前	改修後	備考
①	既設仕様維持 (3) 耐力壁(厚200×4-SOP) 耐震、劣化し改修 (4) 耐力壁(厚200×4-SOP)	既存のまじり 耐力壁(厚200×4-SOP) 耐力壁(厚200×4-SOP)	破風、角割し含む その他の部分はその とあり
②	耐力壁(厚200×4-SOP)	耐力壁(厚200×4-SOP)	
③	耐力壁(厚200×4-SOP)	耐力壁(厚200×4-SOP)	
④	耐力壁(厚200×4-SOP)	耐力壁(厚200×4-SOP)	
⑤	耐力壁(厚200×4-SOP)	耐力壁(厚200×4-SOP)	
⑥	耐力壁(厚200×4-SOP)	耐力壁(厚200×4-SOP)	
⑦	耐力壁(厚200×4-SOP)	耐力壁(厚200×4-SOP)	

航空自衛隊 松家分屯基地
#70隊庁舎外壁塗装等工事

立面図

日付 4/7
縮尺 1/200
図面番号 4/7



場所 ① 長尺鉄板葺き (付 鋼骨) 鋼骨0.4+S.O.P)

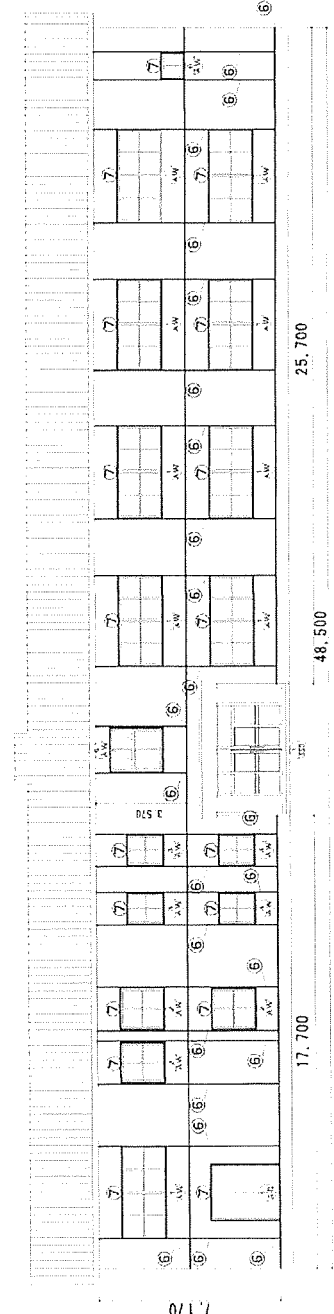
改修前 既存の瓦葺き 錆止め・D.P

改修後 破風、葺き直し

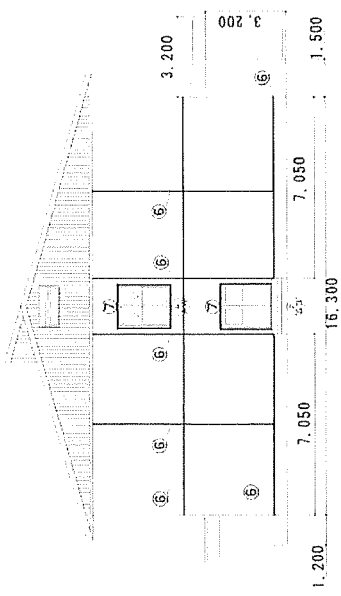
備考

航空自衛隊襟裳分屯基地
 #70隊庁舎外壁塗装等工事
 立面図、屋根伏図

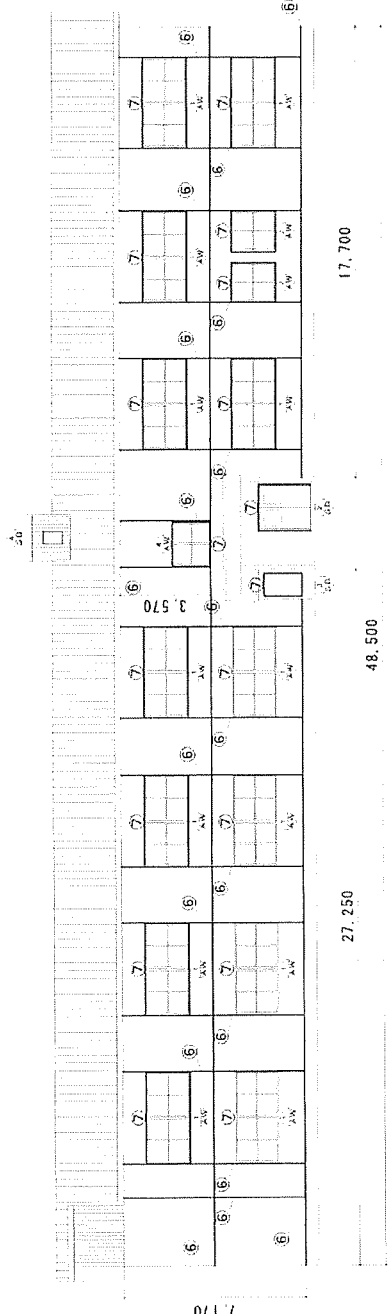
日 付 1/200
 縮 尺 5/7
 図面番号



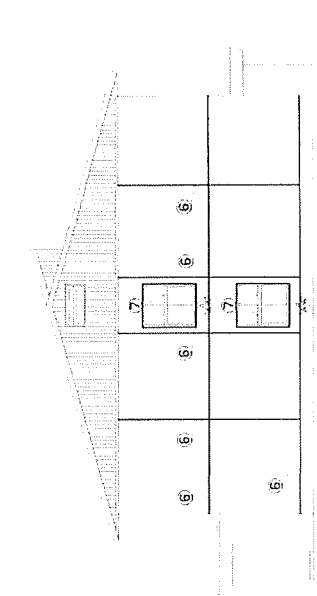
北側立面図



東側立面図



南側立面図



西側立面図

場所	改修前	改修後	備考
⑥	ポリウレタン系 PU-2	ポリウレタン系 PU-2	打紐、高乗目地
⑦	変性シリコン系 MS-2	変性シリコン系 MS-2	器具周囲

航空自衛隊 機銃分屯基地
 #70隊庁舎外壁塗装等工事
 図面名称 シーリング打替え箇所
 日付 1/200
 図面番号 6/7

記号・数量 AWアルミ製2連引違窓	2 2箇所	AWアルミ製引違窓	1箇所	AWアルミ製引違窓	1箇所	AWアルミ製引違窓 (棟上げ付)	3箇所	AWアルミ製引違窓	1箇所
形状									
見込 積子 全高	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え	既存のまま 枠：70 FL-3 アルミ製アングルベース、アルミ製水切り、クレセント 付属金物一式 建具周囲シーリング打替え
備考									
記号・数量 Tスチレンレス製補付引違戸	1箇所	Sb 鋼製開き戸	2箇所	Sb 鋼製開き戸	1箇所	Sb 鋼製開き戸	1箇所	Sb 鋼製開き戸	1箇所
形状									
見込 積子 全高	既存のまま 枠：100 強化ガラス5 フロアヒンジ、付属金物一式	既存のまま 枠：100 PW6.8 T番、フランス落し、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 PW6.8 T番、フランス落し、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 T番、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 T番、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 T番、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 T番、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 T番、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)	既存のまま 枠：100 T番、戸当り 錠 (シリリダー+サムターン)
備考	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え	錆止め、SOP 建具周囲シーリング打替え

航空自衛隊 襟裳分屯基地
 #70隊庁舎外壁塗装等工事
 図面名称 建具表
 日付 1/60
 図面番号 7/7